

プロローグ

1 はじめに

本書は、大学での教養科目「日本国憲法」や「法学」の教科書を念頭に、広く学生や市民に憲法について学び考えてもらおうと、書かれたものである。本書の執筆者は、法律学を専攻する大学教員と弁護士であるが、みな、「憲法を生かす」実践運動に関わっており、それゆえ、本書は、日本国憲法の価値を確認しながら、現在のリアルな憲法状況を直視し、それらといかに向き合うべきかを問いかけるものになっている。

私たちは、2014年に『憲法「改正」の論点——憲法原理から問い直す』（法律文化社）を公刊したが、本書はその後の法制度や判例の変更をふまえ、また憲法学説や主要判例の解説をより充実させることで、憲法の基本原理や日本国憲法の全体像を理解してもらえるよう努めた。そのうえで、各章の最後には、「最近の動向と課題」として現在の憲法問題に対する各執筆者の見解や問題提起を記し、さらに今日の問題について憲法原理に引き付けて考えてもらうためのコラム（ホット・イシュー）を計7本掲載している。

2 憲法の基本原理としての立憲主義

学生に講義をしていてしばしば思うことがある。憲法問題や改憲論について関心を持ち、多くの情報を持ち合わせている学生でも、そもそも憲法とはいかなる法かという点について十分理解がなされていないように思われることである。たとえば、「法は、現実の変化に応じて変わらなければならない。にもか

かわらず、日本では制定されて70年以上もたつ日本国憲法を一度も改正することなく最高法としておいている。諸外国が何度も憲法改正を行っているのと比べても異常ではないか。日本でも改憲論議が進められるべきである」といった学生の主張を耳にする。私は、「あなたを含め、国民は憲法のどこを変えるべきだ、変えないと国民の権利が十分保障されないと、考えているのだろうか」と問いかけ、議論を促すようにしている。

本書全体を貫く、憲法の基本原理は立憲主義である。憲法とは、国民が国家に権力を授けるとともに、その権力を拘束することで国民の人権を保障するための法であり、そのような憲法に基づいて政治がなされることが立憲主義である。立憲主義は、絶対王政を打倒した近代市民革命によって誕生し、近代から現代へと発展してきた原理である。日本国憲法も立憲主義に立脚している。それゆえ、日本国憲法も国民が定めたものであり、第一義的には国家の権力担当者に向けられている。もちろん、日本国憲法も96条で改正についての規定をおいており、憲法が改正されることも想定しているが、その主体はあくまでも国民なのである。

3 現在の憲法状況

2012年12月に安倍晋三政権が成立して以降、この立憲主義が危機に瀕している。当初、安倍政権は、憲法改正手続を緩和する96条改憲論を主張した。2013年3月11日、菅義偉官房長官が「政府として憲法96条の改正に全力を挙げて取り組みたい」と述べ、政府が改憲に取り組むことを明らかにした。この96条改憲論は国民の支持を得ることなく頓挫したが、政府自らが改憲に全力を挙げるという異常な事態が生じたのである。

周知の通り、憲法9条は戦争の放棄とともに戦力の不保持を定めており、軍事的組織の保有はそれ自体、憲法上の疑義がある。それを政府は、日本も独立国家であり自衛権を有し、自衛のための必要最小限度の実力は自衛力であって戦力ではないとして、自衛隊を正当化してきた。同時に、集団的自衛権を行使することは我が国を防衛するための必要最小限度の範囲を超えるもので憲法上

許されない、としてきたのである。ところが2014年7月1日、このような憲法9条解釈を政府は変更し、限定つきながらも集団的自衛権の行使に道を開いたのである。

2015年5月、政府はいわゆる「安保関連法案」を国会に提出した。この法案は、とりわけ長年にわたって政府自身が「できない」としてきた集団的自衛権の行使を法律上可能にしようというものだけに立憲主義に反するとして、憲法・国際法学者や法律家、内閣法制局長官経験者といった広範な人々から批判が出されるとともに、国民の反対世論も近年にたく高まり、国会前のみならず全国にて反対のデモや集会といった直接行動が展開された。だが、「安保関連法」は、2015年9月19日、国会にて「数の力」によって成立した。

そして安倍首相は、2017年5月3日、憲法9条1項・2項を残したまま自衛隊を明記するという新たな改憲論を突然提起したのである。以来、改めて改憲論議が活発化しているが、平和主義という視点のみならず、立憲主義という視点からもこの改憲論を考える必要があるであろう。

4 身近な憲法問題

毎日の新聞に目をやると、憲法問題、あるいは突き詰めると憲法に関わる問題は、それこそいたるところに見出される。たとえば、天皇の「生前退位」問題は、そもそも国民主権と象徴天皇制の関係をどう考えるかという憲法の根本問題に行きつく。2019年8月、国際芸術祭「あいちトリエンナーレ」での「表現の不自由展・その後」が中止に追い込まれたが、これなどまさに表現の自由の応用問題である。日本では民法750条で夫婦同氏制を定めているが、憲法13条・14条との関係で違憲論も有力である。閣僚の靖国神社参拝については、靖国神社の歴史的な性格とともに憲法20条の政教分離原則が問題となる。

また、もっと身近なところでは、SNSをめぐっても、働き方改革、消費税をめぐっても、憲法の基本原理から考えることができるのである。

5 国民主体の憲法論議

『憲法「改正」の論点』のあとがきにて、「もとより私たちは、日本国憲法を一言一句、変えるべきでないとは考えていない。国民一人ひとりの人権をより保障するものであるならば、日本国憲法の改正はもちろんありうるであろう。しかしそのためにも憲法改正は、憲法の基本原理と人類の歴史的な叡智を踏まえたものでなければならず、またそれには国民が主体となつての運動と熟議が不可欠だと考える」と記した。本書も、このような思いであることに変わりはない。

読者の皆さんが本書を通じて、憲法の基本原理や全体像をふまえながら、積極的に憲法論議に参加されることを期待するものである。